

(様式第 1 号)

■ 会議録 □ 会議要旨

会議の名称	令和 6 年度第 2 回芦屋市権利擁護支援システム推進委員会
日 時	令和 7 年 2 月 1 3 日 (木) 1 3 : 3 0 ~ 1 5 : 3 0
場 所	芦屋市役所分庁舎 2 階大会議室
出 席 者	委 員 長 竹端 寛 委 員 長城 紀道、池本 秀康、押場 美穂、税所 篤哉、三芳 学 福島 健太、山川 範、宮田 靖久、小野 りか、山田 弥生 欠席委員 松下 晶子 委員以外 芦屋市権利擁護支援センター 谷 仁、森岡 秀昭 芦屋市権利擁護支援センター (社会福祉協議会担当) 三谷 百香
事 務 局	芦屋市地域福祉課 吉川 里香、亀岡 菜奈、知北 早希 芦屋市障がい福祉課 川口 弥良 芦屋市高齢介護課 永田 佳嗣
会議の公開	■ 公開 ----- □ 非公開 □ 一部公開 〔芦屋市情報公開条例第 19 条の規定により非公開・一部公開は出席者の 3 分の 2 以上の賛成が必要〕 <非公開・一部公開とした場合の理由>
傍 聴 者 数	0 人 (公開又は一部公開の場合に記入すること。)

1 会議次第

(1) 開 会

【委員会の成立について】

開始時点で委員 1 2 名中 1 1 名の出席を確認

(2) 議 事

(1) 報 告

ア 令和 6 年度第 2 回芦屋市権利擁護支援センター運営委員会の報告

イ 縦レビュー会議に関する報告

ウ 重層的支援体制整備事業における権利擁護支援について

(2) 協 議

ア 権利擁護をはじめとした相談支援における研修の検討について

(3) その他

(4) 閉 会

2 提出資料

事前資料 1 - 1 令和 6 年度芦屋市権利擁護支援センター活動状況報告 (上半期)

事前資料 1 - 2 令和 6 年度芦屋市権利擁護支援センター相談件数 (上半期)

事前資料 2 - 1 令和 6 年度システム改善・資源開発検討会議 (縦レビュー会議) の報告について

事前資料 2 - 2 令和 5 年度システム改善・資源開発検討会議 (縦レビュー会議) から抽出された課題に対する取組報告について

事前資料 2 - 3 令和 5 年度の縦レビュー後の取組みプロセス

事前資料 3 - 1 芦屋市重層的支援体制整備事業実施計画

- 事前資料 3－2 重層的支援体制整備事業における会議体の関係
事前資料 3－3 参加支援の事例
事前資料 4－1 研修に関するヒアリングまとめ
事前資料 4－2 研修の体系化に向けたプロジェクトチームの設置について
事前資料 4－3 プロジェクトチーム名簿
当日資料 2 令和 6 年度第 2 回芦屋市権利擁護支援センター運営委員会議事録
当日資料 3 虐待対応従事者研修案内チラシ
当日資料 4 社会参加推進事業の紹介
参考資料 もやもや会議の案内
※なお、当日資料 1 は委員名簿の差し替えのため、当該項目からは削除

3 審議内容

(地域福祉課 吉川)

ただいまより、令和 6 年度第 2 回芦屋市権利擁護システム推進委員会を開催させていただきます。委員の皆様におかれましては、ご多忙のところご出席いただき、ありがとうございます。竹端委員長はオンラインでの参加になっています。

開催に当たりまして、竹端委員長よりご挨拶をお願いいたします。

(竹端委員長)

皆さん、こんにちは。今日はバーチャル竹端でお届けしたいと思います。よろしくお願いします。

(地域福祉課 吉川)

続きまして、委員及び事務局の紹介ですが、当日資料 1 の委員名簿の確認で、紹介に代えさせていただきます。本会議の成立状況等につきましては、本日は委員の過半数以上のご出席をいただいておりますので、本会は成立しています。

ここからの議事は委員長にお願いしたいと思います。

(竹端委員長)

では、事務局より令和 6 年度芦屋市権利擁護センター運営委員会の報告をお願いします。

(1) 報告

ア 令和 6 年度第 2 回芦屋市権利擁護支援センター運営委員会の報告

(権利擁護支援センター長 谷)

資料は、当日資料 2 (議事録) と事前資料 1－1、事前資料 1－2 になります。

では、議事録の①権利擁護の専門相談・支援ですが、専門相談は、いつも法律職と福祉職の協働型で行っており、件数は全体的に昨年の同時期より 1.5 倍ほど増えています。その中でも、事前資料 1－1 の 1 ページの中ほどの表の相談内容にありますが、成年後見制度の相談が大幅に増えています。他の相談内容はほぼ変わりません。専門相談の増加と連動して、事前資

料 1－1 の 3 ページの 2) 後見に関する相談・支援において、制度説明や申立て支援、候補者調整が増えています。もう一つ特徴的なのは、事前資料 1－2 の下の表の専門相談に専門職ごとの件数がありますが、後見人の受任の候補者調整において、福祉的な支援が必要であるため社会福祉士に専門相談に入っていただくケースが増えています。

次は、議事録の①の 2 つ目の黒ボツの虐待対応のところになります。事前資料 1－1 では、2 ページになります。虐待通報件数を見ていただくと、養護者による高齢者虐待の件数が 20 件ほど少なくなっており、警察からの通報件数が 10 件ほど減っています。ただ、にいつも警察からの通報は 4 割から 5 割ほどなので、相対的な減り幅としては変わっておりませんので、警察通報に限らず、虐待の通報において養護者による高齢者虐待は減っているということになります。

議事録に書いていますが、障がい者虐待が一昨年从去年にかけて、大幅に減少しました。その分析として、コロナが明けて福祉サービスの利用が通常に戻ってきたことを挙げましたが、高齢者でもその傾向が見られているのではないかと考えています。

一方で、事前資料 1－1 の 2 ページの虐待対応状況の表の認定率は、高齢が 23.3%、障がい 26.7%、昨年の同時期では、高齢が約 18%、障がい 8%でした。件数が少ないので、少し数が変わること大きく変動しますが、件数については、高齢者は減っている、障がいのある人は同じぐらいであり、質が変わって、重大なケースが増えて、認定されるケースが増えているというところが特徴的です。

次に、後見センター機能の後見業務について、事前資料 1－1 の 3 ページになります。支援の回数が減っている説明として、議事録の②になります。被後見人の入院や施設入所により本人や支援者とのやり取りが減ったことや、被後見人とショートメール等でやり取りすることが増えましたが、その記録が忠実に数字に反映できてないことも要因の一つになっています。

また、議事録の一番下のところですが、後見に関する相談・支援の件数が増えており、人材バンクの専門職が関わった数が延べ 44 件で福祉職に候補者を依頼することが増えました。

その後、その他事業についても運営委員会で報告させていただき、その後の質疑応答についてポイントを絞ってお伝えします。

議事録 2 ページの質問 1 と質問 2 の「関わり困難ケース対応のためのチェックシート」について、民生児童委員協議会の岡本委員から、民生委員もそのようなシートが使えれば望ましいというご意見をいただきましたので、そのような視点も入れて作成したいと思っています。

また、質問 4 の後見人と他の支援者との連携に関する意見交換会ですが、前回の計画では、ヒアリング調査をした上で、意見交換会をする予定とお伝えしたときに、調査より、集まって気軽に話したらどうかというご意見をいただきましたので、今回少人数で集まって、座談会という形で行いました。運営委員会の委員にも参加いただきましたので、その委員からご感想やご意見をその場でお聞きしています。

やはり、後見人という立場に対して緊張感があり、さらに弁護士、司法書士となると、敷居

が高いと感じてしまうという意見が出てきましたが、実際に話してみると、そうでもないというのが分かりました。運営委員会に参加いただいている先生は、気軽にお話ができる先生というのもあると思いますが、とてもいい感触をもらえたので、次年度、参加者を増やし、後見人と他の支援者と顔の見える関係というか、こういうこともやってもらえる先生もいるのだとか、こういうことが連携できたらいいなとか、そういう話ができるような座談会、意見交換会ができたらと思っています。

その他、質問5の市民後見人が担当されていた方がお亡くなりになったということで、死後事務に関して何か問題はなかったですかという質問で、議事録の4ページの回答8のところですが、書類の保管について、市民後見人に問合せがありました。芦屋市では、市民後見人の場合は社会福祉協議会が監督人としてついていますが、ご本人が亡くなったときに、預かっていた書類を、誰が、いつまで、どのように保管するのかということが決まっておらず、今の市民後見人の活動マニュアルにはなく、いつまでという決まりがあるわけではありません。それについては、大阪市でも話題になっているようなので、他市の状況も調査しながら、専門委員会でもご意見をいただいて、芦屋市のルール作りを進めていけたらと思っています。

また、質問12ですが、複数後見の話がありました。今年度は専門職の複数での申立てはありませんが、現在、権利擁護支援センターで社会福祉協議会と法律職、PASネットと法律職のような形の複数後見を持っています。本人の特性がある中で、財産管理が必要であるとか、虐待ケースなどについて複数後見を検討することがありますが、一方で、報酬が高くなってしまうというデメリットがあります。

質問13ですが、親族後見人の支援で、広報やアウトリーチをどう考えていますかということで、家庭裁判所とやり取りはしていますが、現状は、裁判所に研修等のチラシを置くことまではできるが、個別にチラシを郵送する等はできないという回答をいただいています。ただ支部によっては、個別配布もしていると聞いていますので、来年度、尼崎支部と相談しながら、親族後見人の支援も進めていけたらと思っています。以上です。

(竹端委員長)

ありがとうございます。今のご報告について、ご質問のある方おられますか。

(押場委員)

虐待の認定率が上がったということですが、率だけではなく、件数的にも増えているのでしょうか。高齢は通報件数43件中10件、障がい15件中4件が虐待ありという認定ですが、実数的にも昨年度より増えているということですか。

(権利擁護支援センター長 谷)

そうです。割合的にも実数的にも増えています。

(押場委員)

数も増えたということですね。ありがとうございます。

(税所委員)

虐待の認定率が上がって、重大なケースが増加したという話があったと思いますが、その要因を分析できていたら教えていただきたいです。

(権利擁護支援センター長 谷)

高齢者虐待で養護者にも何らかの精神疾患があったり、家族間、当事者間で解決できないケースが増えているという印象はあります。殴る蹴るという虐待ではないけれど、第三者が入って改善しなければならないケースが増えている印象があります。

(竹端委員長)

今おっしゃったケースというのは、複合多問題家族が増えているという理解ですか。

(権利擁護支援センター長 谷)

はい、そうです。

(竹端委員長)

ということは、そこに介入することによって、他の課題が出てきたというようなことが最近では増えているという理解でよろしいでしょうか。

(権利擁護支援センター長 谷)

そうですね。高齢分野と障がい分野と一緒に会議に入って、それぞれの支援方針を考えるとということも増えていると思います。

(竹端委員長)

ありがとうございます。もう一つ、民生委員の方が「関わり困難ケース対応のためのチェックシート」をできれば使いたい、だから事務局で用意しようとされていることについては、もともと想定していたことなのか、全然想定していなかったのか、その辺りも教えていただけますか。

(権利擁護支援センター長 谷)

このシートの作成は縦レビュー会議という、虐待対応機関で行っている会議から出てきた取組なので、基本は虐待対応機関で使うということを想定していましたが、進める中で予防的な視点も必要だということがあり、そこは、民生委員の関わりにもつながるかなと思っていますので、予防的なところをチェックシートに入れることで、民生委員の方にも、使っていただけるようになるのではないかと考えています。

(竹端委員長)

なるほど。今日は民生委員の宮田委員にお越しいただいていますが、いかがでしょうか。民生委員としても関わり困難なケースは結構大変だ、そういうときには何か使えるものがあったらいいとおっしゃっていますが、同じような感じでしょうか。

(宮田委員)

虐待というのは、なかなか表に出てこないもので、保護者の方や地域の方と接する中でのポイントや項目が頭の中にあれば話が続けられると思います。民生委員から「そういうのがないからとても困っている」という緊急的な要求は、あまり上がってないようには感じていますが、

日々の活動の中で、困ったことが出てきたときに、そういうものがあれば助かると思います。

(竹端委員長)

ありがとうございます。他の皆さん、いかがでしょうか。

では、次の議事、縦レビュー会議に関する報告をお願いします。

(1) 報告

イ 縦レビュー会議に関する報告

(地域福祉課 知北)

それでは、お手元に事前資料2-1から2-3、当日資料3をご準備ください。

まず、事前資料2-1、今年度の虐待対応システムの改善・資源開発検討会議、通称、縦レビュー会議について報告します。

なお、資料2-3につきましては、今年度の取組をまとめたもので、補足的に配布していますので、説明は割愛させていただきます。

縦レビュー会議とは、虐待対応を通じた課題や取組から共通項を整理した上で、具体的な対応策を検討し、次年度の実践につなげることを目的としているものです。

(4)に、令和6年度に取り組む課題として、今年度は、切れ目ない支援が提供される体制が必要である(こども・障がい・高齢、転入等)と決定し、必要な対応策を検討しました。この課題自体は、多世代で世帯が構成されている事例の中で、横断的な情報共有が課題となったことや、他の事例では、転入により地域とのつながりが希薄なために、社会が世帯の中だけで構成され、課題が複雑化し、虐待という形で発見に至ったことなどの事例から抽出されました。グループワークでの意見は記載のとおりです。

(6)に、令和7年度の取組について、事務局会議で検討と記載していますが、その後、検討した結果、若手が事務局となり、若手職員自身が他機関の役割などを理解し、顔の見える関係性を構築するための取組を検討できればと考えています。

また、虐待対応が終結となった先に、丁寧に支援者や地域につなぎ直すことを学ぶ機会も持ちたいと考えています。今後、縦レビュー会議に参加する機関に取組内容を共有しながら、次年度の取組に進めたいと考えています。

続きまして、昨年度実施した縦レビュー会議から抽出された課題に対する取組について報告します。事前資料2-2を御覧ください。

昨年度の課題「介入拒否により、面接・モニタリングが困難な対象者への見守り方法を検討する必要がある」に対して、取組を3つ進めました。

1つ目が、精神科医師によるSVを受けられる体制を整備しました。

2つ目が、介入拒否ケース対応について研修を実施しました。これは当日資料3になります。この研修は、「関わり困難な人への支援」をテーマに、本人が求めるニーズと支援者が考えるニーズのミスマッチをなくすために、「本人中心のアセスメント」の重要性や手法などに

について学ぶことを目的とし、開催しました。第2回目はこれから開催予定ですので、よろしければご参加ください。

3つ目に、介入拒否ケース対応におけるチェックシートづくりを検討しました。これが先ほど、谷センター長からご報告のあったものになります。介入拒否の場面で、どのような手法が取れるのか、また最低限確認すべきことは何なのかなどをチェックリスト化したものになります。先行して作成されているものを研究した上で、芦屋オリジナルを作成しているところです。令和7年度には施行できればと考えています。

また、その他、縦レビュー会議実施にかかる課題として、個別ケースから要因を分析し、地域課題化する思考を学ぶ必要があると考え、今年度は研修の機会を設けました。縦レビュー会議の報告は以上です。

(竹端委員長)

皆さん、御質問や御意見はいかがでしょうか。

私から、事前資料2-2の(2)②で、1月27日に土屋先生の研修の1回目をオンラインでされたということですが、ご報告いただいてよろしいですか。

(権利擁護支援センター長 谷)

これまで虐待対応の従事者に限って研修することはありましたが、今回は、ケアマネジャーや、障がい者相談支援員が40名ほど、プラス行政の方もご参加いただいて、大変好評でした。全方位型アセスメントということで、どうしても主観的に判断してしまうところを客観的な視点でその人を見るというか、その人のこれまでの歩みそのものを見ていくというところが欠けていたというか、そこは皆さん、反省の言葉も感想の中にありました。次回、事例検討を行い、その中でさらに深めていきたいというご意見、ご感想が多かったです。

(竹端委員長)

ありがとうございます。土屋先生と、「多機関協働がうごき出す」という本を作り、支援者の客観性と、本人の主観性がずれているときに、主観と客観をどう重ね合わせて見ることができるのかというところを考えないと、多機関協働できないということを書きましたが、その視点を見ていただいたということだったと思います。それは事業者の皆さんからも、その見方が分からなかったとか、そういうニーズが結構あったということでしょうか。

(権利擁護支援センター長 谷)

分かってなかったという人も結構おられたのではないかと思います。本人目線でというより、支援者目線で見てきたというところで、問題意識そのものもなかったという方も結構おられたのではないかと思います。

(竹端委員長)

ありがとうございます。他に皆さん、ご意見、ご質問はいかがでしょうか。

では、次の重層的支援体制における権利擁護支援について、ご説明をお願いします。

(1) 報 告

ウ 重層的支援体制整備事業における権利擁護支援について

(地域福祉課 亀岡)

それでは、重層的支援体制整備事業における権利擁護支援について、事前資料の3-1、3-2、3-3、当日資料4をご準備ください。

まず、事前資料3-2を御覧ください。

芦屋市では、令和4年度より重層的支援体制整備事業に取り組んでいます。ここでは、重層と省略して報告します。その重層の目的や考え方を簡単にご説明した上で、その中での権利擁護支援の考え方や、関連する会議体の関係についてご説明いたします。この図の一番上に、生活上の課題として、例を記載していますが、現在の社会におきましては、8050問題や、身寄りのない孤独、孤立の問題、ダブルケア、ヤングケアラーという世帯を丸ごと支援するということが求められるような、複合的な課題が増えてきています。誰もが地域でその人らしく安心して暮らしていくことができるように、これまではこのような生活課題に対して、障がい、高齢、こども、生活困窮という制度ごと、分野ごとに支援が行われてきましたが、世代や社会の変化とともに、複合的な課題が増えていくにつれて、分野ごとの制度に当てはまらない、制度の狭間の問題や様々な分野が協力し合って支援していく必要が増えてきていることから、分野の縦割という支援ではなく、各分野が横断的に協働して支援していく、つまり包括的な支援体制を整備していくことが必要になってきています。重層というのは、包括的な支援体制をつくっていくための一つの手段として実施しています。その重層の内容としては、図の一番左側に記載している多機関協働をベースとした包括的相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援の3つの支援を一体的に進めていくことで、包括的な支援体制を作って、地域で誰もがその人らしく暮らしていくことができるような共生社会を目指しています。

例えば、地域から孤立している方がおられたとしたら、相談を受けた専門職や、共感する地域の担い手の方と一緒に、社会の参加支援を考える、これが一番上の相談支援から参加支援に向けての矢印、また地域住民による地域づくりなどによって、居場所や地域での見守りが生まれて、孤立しない地域づくりにつながって、そこからまた参加支援につながっていく。これが地域づくり支援から参加支援の矢印ですが、それぞれの支援を一体的に行っていくことで、それぞれの支援の領域を行ったり来たりしながら、重なり合う部分が増え、重層的な支援につながっていくというイメージです。

この重層では、どう進めていくかというのを考えていく会議体が、行政に3つあり、それが3つの丸で表したものになっています。

この図は、それぞれの会議体の関係性と、それぞれの会議体が重層における3つの支援の相談支援、参加支援、地域づくり支援のどの部分をメインに協議しているのかを表しています。

右上の青丸が多機関協働推進委員会で、ここでは相談支援と参加支援のつながりを中心に、その先にある地域づくり支援を意識しながら、多機関協働の体制強化へ向けて、各分野の専門

職が集まって話し合いをしています。

次に、右下の福祉のまちづくり委員会では、実際に地域で活動されている方や、高齢や障がいのある当事者にお集まりいただき、福祉を基盤としたまちづくりに向けて、地域で必要なつながりや協働、連携は何だろうかのようなことについて、参加支援と地域づくり支援をメインに考えています。

最後に、権利擁護支援システム推進委員会ですが、こちらは重層の3つの支援全てに関連している位置づけとなっています。本人が自分の持っている力を生かして、地域や社会とつながりを持ち、自分らしい生活ができるようにという、権利擁護支援の視点を持って、社会への参加支援という部分をメインに重層では取り組んでいます。権利侵害の防止や予防的観点からの多機関協働、相談支援、個別の支援ニーズに沿った居場所づくりという、地域づくりに向けた支援にも取り組んでいるということから、3つの支援全てに関連している位置づけにしています。

各会議体は、それぞれ議題の中心となる支援領域がありますが、各会議体が重なり合う中心部分に、本人の望む生活の実現、自己決定を大切にしていくという共通の視点を持って実施しています。

また、重層を一体的に進めていく上で、会議体間で相互連携が必要であると考えています。

例えば、権利擁護が支援を進めていく上で、各関係機関間の連携の課題などがある場合には、多機関協働で話し合う必要がありますし、また一方で、多機関協働で権利擁護にも担っていただく必要がある課題が出てきた際には、権利擁護とともに進めていく必要があると考えています。

現在、多機関協働推進委員会と福祉のまちづくり委員会の間では、定期的に議事の内容や、進捗状況を報告していますが、権利擁護支援システム推進委員会においても必要に応じて連携し、重層の3つの支援を一体的に進めていきたいと考えています。

ここで、事前資料3-1、重層の実施計画の6ページを御覧ください。

計画には、重層の3つの支援である相談支援、参加支援、地域づくり支援を項目立てて、具体的に取り組む内容を記載し、6ページに先ほどご紹介した参加支援の取組について記載しています。重層の3つの支援の中で権利擁護の自己実現という視点を持ちながら、主に取り組んでいるのが参加支援であり、6ページの一番下の「エ、社会参加支援の充実による、社会参加機会の創出」で、「権利擁護支援を必要としている人が自分の持っている力を活かし、地域や社会のなかでつながりを持った生活ができるよう、社会参加推進事業や権利擁護支援センターを始めとした権利擁護支援を中心に、社会参加に向けた支援を充実させ、個別のニーズに沿った居場所づくりや参加の機会の創出に取り組めます」と、実施計画に記載しています。

具体的に、社会参加につながったケースとして、事前資料3-3を御覧ください。

この表の見方は、上にケース1、下にケース2、一番左に関わっている分野や制度について記載し、横軸を時系列として記載しています。

ケース1は、重層の社会参加支援という部分と、生活困窮者自立支援制度、教育分野がそれぞれの視点で社会参加に取り組み、連携して社会参加につながったケースになっています。

生活困窮者自立支援制度におきましては、重層に取り組む前から就労準備支援事業という、社会との関わりに不安があったり、他者とのコミュニケーションが難しいといった、すぐには就労が難しい方に対して、様々なプログラムに参加していただき、それぞれのケースに合わせて、就労やそれぞれのゴールに向けて支援するという事業を実施してきました。重層が始まってからは、この就労準備支援事業と重層における社会参加支援を一体的に実施し、様々なプログラムを一緒に実施しています。

実施している事業は、当日資料4の社会参加推進事業の紹介として、以前に「広報あしや」で特集したページにあります「寄ってカフェ」や「くろまつ」、「畑作業」、「めーむひろば」という就労体験などです。参考にお配りしていますのでご確認いただければと思います。

資料3-3に戻ります。ケース1では、生活困窮者自立支援制度の就労準備支援事業において、ひきこもりの相談などを受けている若者相談センターアサガオという教育分野にアウトリーチしたことから、ひきこもりの状態にあった対象者につながりました。支援者との散歩や「寄ってカフェ」という居場所へ通うことを通して、少しずつ人とコミュニケーションを取ったり、生活リズムを整えたり、また就労体験を通して自信をつけることで、就労という形の社会参加につながったケースになっています。

ケース2では、同じような困り事を抱える方が集う「くろまつ」という居場所や役割を持って参加する「寄ってカフェ」という居場所への参加、また、就労体験をする中で、自分のできること、できないことを支援員と振り返って向き合うことで、障がいを受け入れることができ、障がい者雇用枠で就労という形の社会参加に至ったケースです。

この2ケースは、どちらも就職という社会参加になりましたが、社会参加の形は1つにとどまらず、集い場などに参加して、誰かとつながったり、役割を持って参加するなど、様々な形があると考えています。本人が地域でどのように暮らしていきたいのか、どんな自分になりたいのか、その実現に向けた本人支援をそれぞれのペースに寄り添いながら進めていくという権利擁護の視点を持って、社会参加支援を行っていくことが、この重層における権利擁護支援であると考えています。以上です。

(竹端委員長)

ありがとうございました。私から質問させていただきます。

ケース1、2の両方は、今までなら制度の隙間や漏れで救えなかった部分が生活困窮者自立支援事業と重層等がつながることによって、うまくサポートできた事例という理解でよろしいでしょうか。

(地域福祉課 亀岡)

そうです。それぞれが連携し合うことでうまくいったケースになります。生活困窮者自立支援制度の就労準備支援事業は期間が決まっており、就職したら卒業になってしまいますが、重

層の社会参加があることによって、卒業後もこの居場所に戻ってきたり、そういう形でつながれるといったメリットがあります。

（長城副委員長）

事前資料 3－2 の会議体の関係において、多機関協働推進委員会と福祉のまちづくり委員会の連携のあり方ですが、福祉のまちづくり委員会は地域の活動者や障がい当事者が中心に活動されている委員会ということなので、連携や情報共有などで配慮されていることがあれば教えてください。

（地域福祉課 亀岡）

福祉のまちづくり委員会は改変したところで、今年度からにはなりますが、第 1 回を 4 月頃に実施し、自己紹介などを含めて、ご自身たちの活動について、皆さんで知ってもらったというところで、3 月に第 2 回を実施し、そこで地域の中でどのようなつながりがあったらいいのかといったところを話し合う予定になっています。地域で実際に活動していただいている方々なので、多機関協働推進委員会との連携が難しいところではありますが、多機関協働推進委員会で話し合っている内容を分かりやすく、地域の中での問題としてどのようなことがあるかというようなことに置き換えながら報告する予定になっています。

（長城副委員長）

権利擁護支援システム推進委員会と多機関協働推進委員会は専門家同士の委員会なので、言葉が通じやすく情報共有しやすいと思いますが、福祉のまちづくり委員会は、説明をかみ砕いて分かりやすくという配慮が重要になってくると思います。ありがとうございます。

（福島委員）

この委員会に出るのが久々で申し訳ありません。改めての質問なら申し訳ないですが、「重層として関わるケースだ」という判断は、どこがしていくもののでしょうか。

（地域福祉課 亀岡）

事前資料 3－1 の実施計画の 5 ページの図の 2－2 をご覧ください。重層的支援のチーム会議で、重層として取り扱うのか、多機関協働が必要か、参加支援の視点が必要か話し合っていて決めています。重層的支援のチーム会議は、ここにメンバーを書いています、それぞれの分野の相談窓口である社会福祉協議会と行政が参加し話し合っていて決めています。

（福島委員）

ありがとうございます。権利擁護支援の視点を持つてというお話もありましたが、まさに権利侵害が起きていて、その被害救済がまず必要になってくるようなケース、その中でいろいろな機関が関わらないといけないようなケースがあると思います。最終的には参加支援を意識しないといけないとは思いますが、最初の段階で、参加支援というのは、まだ遠いというイメージのケースもあると思いますが、段階を踏んでやっていくようなイメージでしょうか。

（地域福祉課 吉川）

権利侵害への対応が第一であるという場合は、権利擁護支援センターを中心とした支援者

会議を開いて、専門職が関わって生活を整えるところに注視していくと思います。時間経過の中で、地域とのつながりが持てそうな段階になったときに、重層のチーム会議でケースの相談を受けて、そこから重層での関わりでという話になれば進んでいくことになると思います。

(福島委員)

分かりました。特に虐待ケースなど、三世代で暮らしておられて、児童のネグレクトが見てとれるようなケースもありますが、今の既存の虐待対応機関では、その児童の部分まで踏み込めなかったり、児童を巻き込んで対応してほしいと思うこともありますが、なかなか児童を巻き込むのが難しく、そのようなケースは、ここでの重層の関わりとは違うという認識でしょうか。

(地域福祉課 吉川)

児童虐待というのは、枠組みが高齢や障がいとも違いますし、権限も若干違いますので、同じようにはいかない部分もあります。芦屋市では児童虐待に関わるケースも一旦チーム会議で上がってきた場合には、児童虐待の担当課と話をし、どちらが中心を担うのがいいのか、必要があれば要保護児童対策地域協議会を中心に話をさせていただいて、その場に関係機関として生活困窮の担当者が出向き、ケースを担当させていただくということもあります。逆に児童虐待としては、今は落ち着いているという状況であれば、多機関協働で引き取ってさせていただくという形で、その時のケースの介入の強度で、誰がどんなふうに入ったほうがいいのか、誰がイニシアチブを取ったほうがいいのか調整した上で、どこの会議で関わっていくのかというところは進めているところです。

実際、児童虐待は、枠組みがありますので、多機関協働でも教育分野やこども分野との連携は課題であり、まだまだこれからやっていかないといけないところだという話になっています。以上です。

(竹端委員長)

福島委員、危惧しておられるのは、児童分野との連携がまめにできていないというイメージが大きいということでしょうか。

(福島委員)

最初に虐待防止法ができたのは児童ですが、その割には児童虐待の介入が十分されていないというイメージがあって、高齢、障がいであれば、ネグレクトと認定したら、そこまで重篤な状態でなくても介入していきますが、児童の場合は、なかなか介入してくれないというか、児童の虐待対応機関以外の機関としては、ハラハラしてしまうというか、心配してしまうというか、そこを同じ温度感で関わってもらえたらいいのになというのが結構あります。

(竹端委員長)

ありがとうございます。こども福祉部長の山田委員より、この問題について、コメントいただけますでしょうか。

(山田委員)

こども福祉部には、こども家庭室がございまして、こども担当の参事がおります。児童虐待は、そちらが所管になりますので、今日いただいたご意見については、共有して、一緒に進めたいと思います。

(竹端委員長)

ありがとうございます。いわゆる権利侵害が行われている疑いがある家に行ったら、こどももいて、親が認知症の疑いがあるけど、家に行ってみたらシングルマザーで、精神疾患の疑いがあるって、お子さんが発達障がいのような複合多問題については、今回の重層的支援のスキームの中で関わっていけそうだという理解でよろしいでしょうか。

(芦屋市社会福祉協議会 三谷)

重層的支援体制整備事業を市の地域福祉課と一緒に体制整備をしているところですが、芦屋市の重層は、主に社会参加支援にクローズアップしていこうということで取り組んでいます。虐待対応や児童の部分など、法制度が整備されていて、制度福祉で対応できるような部分に関しては、そちらで対応し、我々が重層で関わろうとしているのは、地域の中で居場所がなかったり、寂しい思いをしているということをいろいろな言語や表現方法で表出するような、そういう方々がたくさんおられて、そういう方々に制度福祉の人間は手を差し伸べてこなかったという反省があり、そこに地域づくりのメンバーと一緒に関わる糸口を探していこうと考えています。いわゆる被虐待者というより、8050であれば、50の方々の閉塞感、居場所のなさ、そういうところに手を差し伸べられるような地域づくりをしていこうと考えています。

(竹端委員長)

ありがとうございます。自治体によって重層的支援という言葉の使い方に随分違いがあり、芦屋市では、参加支援や地域づくりという方向に、この重層的支援を用いようとしているということですね。もともと芦屋市は権利擁護に関して、権利擁護支援システム推進委員会をはじめとした権利擁護支援をずっとやってきたから、虐待対応も含めたことについては、本体で取り組み、そこで漏れている予防的支援について、重層的支援体制整備事業ですという理解でよろしいですか。

(地域福祉課 吉川)

はい。そういう理解で方向性としては合っていると思っています。ただ、それぞれの分野で取り組んでいくという方向性は持っていますが、それぞれの分野が少し手を広げてやっていけないとうまくいかないというところがありますので、その部分の課題については権利擁護の視点も持ちながら、引き続き多機関協働の中で働きかけていくということが必要であると考えています。

(竹端委員長)

ありがとうございます。他にご質問やご意見いかがでしょうか。

(福島委員)

今のお話、私も理解はできましたが、事前資料の3-1の1ページの2の事業の計画の趣旨に、「地域福祉計画における各施策の横串を通す事業とするとともに」となっているので、横串通す事業なのかと思っていましたが、中心になる部分は竹端委員長が言われたようなところになるというのは理解できました。それは良し悪し、いいという話ではなくて、理解はしました。以上です。

(竹端委員長)

ありがとうございます。他の皆さん、いかがでしょうか。

では、(2)の協議のア、権利擁護をはじめとした相談支援における研修の検討について、事務局からご説明をお願いします。

(2) 協 議

ア 権利擁護をはじめとした相談支援における研修の検討について

(地域福祉課 知北)

事前資料4-1から4-3、当日資料2を御準備ください。

まず、第1回の本委員会では、研修の体系化について、貴重な視点や各分野における課題を共有いただき、その後、事務局で関係機関へヒアリングを実施いたしました。

事前資料4-1がそのヒアリングをまとめた資料になります。

上段に、テーマとして、芦屋市における権利擁護を基本とした相談支援援助職の育成研修と記載いたしました。これを検討する上で、整理が必要と感じたことを5点記載しています。

特に、3点目の権利擁護として研修を実施していくもの、権利擁護と重層的支援体制整備を兼ねるもの、各分野の責任としてするもの、他分野と協働でできることについては整理していく必要があると考えています。

また、表の中は、下線を引いているものが共通している内容と確認いただければと思います。

続きまして、事前資料4-2を御覧ください。

このヒアリングを踏まえて、プロジェクトチームの中で研修について検討していきたいと考えています。

1. 相談支援における研修の現状と問題意識ですが、第1回目でも共有したとおり、現在の相談職は、各機関や個人的に必要だと思われる研修に参加して知識を得ています。また、権利擁護においては、行政、専門機関の初任者向け研修は固定化していますが、その他の研修はその時々々の状況やニーズに応じて実施しているという現状です。

下から3行目にも記載していますが、プロジェクトチームの中で経験年数や所属機関別に習得すべき知識、他機関で実施しているもの、芦屋市独自に実施する必要があるものなど、全体で必要なことを整理した上で、各分野・組織での研修の実施につなげていくことができればと思っています。

そこで、本プロジェクトチームの目的は、相談支援に携わる職員の目指すべき人材像を明確にし、共有することと、必要なスキルを分かりやすく示し、計画的な人材育成につなげていくこととしています。プロジェクトチームの構成メンバーは事前資料4－3のとおりです。委員は、委員長に指名と推薦された方々で、本委員会の方とその他関係機関や行政の関係部署で構成しています。

事前資料4－2に戻ります。

このプロジェクトチームの目的や今後のスケジュールを共有するため、1月にキックオフミーティングを開催しました。プロジェクトチームには、行政の福祉関係部署からも委員として参加いただいているため、福祉職の課題と合わせて、行政の立場での課題も共有されました。この場で、プロジェクトチームの名称も検討し、「あしややる気スイッチプロジェクト」に決定しました。今後のスケジュールは、令和7年度に3回ほどプロジェクトチームで検討し、進めたいと考えています。

また、2月18日には、竹端委員長にもご協力いただき、今回の参考資料としてつけています「もやもや会議」を開催予定です。「もやもや会議」では、日頃の支援の中で困っていることを話す機会とし、どのような課題を支援者が抱えているのかについて、吸い上げる場としても活用したいと考えています。

(地域福祉課 吉川)

少し補足させていただきます。この研修体系化プロジェクトチームの問題意識のところでは、重層との兼ね合いにもありますが、やはり複合多問題のケースや、制度間の様々な利用が必要になるケースもあります。地域づくりや参加支援に比重があるという話は先ほどありましたが、市としてはバランスを取りながら進めていかなければならないと思っておりまして、困難ケースや、制度で連携を取っていかないといけないケースに関わるときに、それぞれの専門職がどのような知識を持っておく必要があるのかというところを、この場で整理して、改めて進めていきたいと思っています。

先ほどから、重層と権利擁護の連携という話をさせていただいていますが、このプロジェクトチームの中に出てくる内容を整理する上で、権利擁護として整理するのがよいものもあれば、多機関協働とか重層で検討して学ぶことが必要なものもあると思いますので、双方、相互連携しながら進めていくことが大切と思っています。

芦屋市の特徴として、重層に関わっている部分も権利擁護に関わっている部分も地域福祉課で所管していますので、事務局として地域福祉課、それから一緒に動いていただいている社会福祉協議会などとも協議をしながら、今後とも双方の連携の下、課題を整理し、このプロジェクトチームを進めていきたいと思っています。

(竹端委員長)

ありがとうございました。このプロジェクトチームに参加された三芳委員、税所委員、どのような感じだったか教えてもらってよろしいでしょうか。

(三芳委員)

まだキックオフミーティングしか開催されていけませんので、そこでは、今の気持ちを出し合うという会議でした。私が思った部分は、今どういうふうに研修を打って出るのか、各分野とも悩んでいるのかなというところがありました。要は、研修を企画したい側と受けた側で、齟齬があるのかなと思います。我々としては、その理念や基礎的な意思決定支援をお伝えしていきたいと思っていても、受ける側は、テクニックや知識などを習得したいというような意識のばらつきがあるのかなと思っています。

また、障がい分野としても、経験年数や所属機関で段階的に研修を打って出るような体系化ができていないと、改めて感じたような状況でございます。

(竹端委員長)

ありがとうございます。税所委員、お願いします。

(税所委員)

私はキックオフミーティングに参加させていただいて、とにかく現状の認識を皆さんで共有できたところが有効な時間だったと感じています。今後、問題を改めて整理しながら、体系的に少しずつ計画を立てていけるような形で進んでいけばいいのかなと感じています。

(竹端委員長)

ありがとうございます。参加された障がい福祉課の川口課長からお願いします。

(障がい福祉課 川口)

障がい福祉課としても、職員の入れ替わりがあり、ケース支援や虐待対応については、経験値が低く学ぶ機会も少ないですし、いろいろな相談機関や関係機関の方との顔つなぎも大事だと思いますので、そういう方々と一緒に学ぶ機会やケース対応の手順などを若い職員も整理できて学んでいけたらいいのかなと思っています。

(竹端委員長)

ありがとうございます。事務局に確認ですが、今回この研修の体系化に向けたプロジェクトチームの設置については、今までいろいろな研修をやっているけれど、もう少し底上げをするために、高齢者生活支援センターやケアマネジャー、基幹相談支援センター、児童デイなどが個々にやるのではなく、一緒にできる部分もあるのではないかという意識が大きいという理解でよろしいでしょうか。

(地域福祉課 知北)

はい、その通りです。今回は権利擁護の視点で地域福祉課は考えていますが、権利擁護支援センターとして研修を打っていくもの、また、全体の底上げとして、障がいや高齢、他分野で責任を持って研修をしていかないといけないところもあると思っていますので、体系化する中で、各課、各分野に返していくことを目的としてできたらと考えています。

(竹端委員長)

そうすると、今後もプロジェクトチームで検討されることは、今回の事前資料4-1に出て

いる、いろいろな必要性と言われるものに基づき、2月18日の「もやもや会議」の声も拾いながら、実際、現場で必要とされることはどんなことだろうみたいなことでしょうか。この5月頃に目指されることは、プロジェクトチームで考えるべきこと、あるいは何か柱にすべきこと、各課でやれることなどを仕分されるという理解でよろしいでしょうか。

(地域福祉課 知北)

はい。5月は、課題の整理や目指すべき人材の共有を行っていきませんが、第3回のプロジェクトチームは役割分担としており、各組織への責任といいますか、振り分けというところを行っていきたいと考えています。

(竹端委員長)

ということは、これは市だけでやるのではなく、いろいろな事業所や基幹相談支援センターや高齢者生活支援センターも含めて、担えるものは担い合いながらやってほしいという理解でよろしいでしょうか。

(地域福祉課 吉川)

はい。その通りです。当然、市の責任としてやらなければいけない部分もありますが、プラスアルファで、各分野で必要とするところについては委託元の所管課と、受託されている事業所との話合いでやっていただくものもあるかと思います。

また、芦屋で相談支援に関わっていただく方の目指すべき人材、どういった人材像、相談員像というものを持って、芦屋市で働いていく人を育てていくのか、知識を得ていただくのかというところの足元も固めたいということも、今回のプロジェクトチームの目的としています。

(福島委員)

とてもすばらしい取組だと思いました。実は西宮でもやろうという話になっていますが、全く進んでおらず、それが少し動き出しているというだけでもすごいと思います。西宮でも問題意識は一緒に、同じような研修をそれぞれでやっても大変ですし、やることがバラバラになってもいけないので、市の責任でやろうとなっています。

もう一つ、西宮では「管理職としてのあり方」のようなところもやれたらいいなという話になっています。そうしないと福祉職の定着化、人材の定着化やスキルアップというところも担っていけないのではないかと考えています。芦屋市も始めていただいたので、西宮市もやらないといけないなと思っています。

(竹端委員長)

ありがとうございます。福島委員がおっしゃっていただいたのは、福祉事業所のリーダー養成研修など、管理職も権利擁護の目を持ってやるような研修が必要だという御意見でよろしいでしょうか。

(福島委員)

そうですね。初任者もそうですし、3年目、5年目、あるいは10年目という立場ごとに学んでいくものも違いますし、管理職としてのSVの仕方や助言の仕方のようなところを含め

て学んでいかないと、福祉人材の離職率が高いので、そのような研修も必要になるのではないかと考えています。

(竹端委員長)

ありがとうございます。初任者だけでなく、中間管理職やリーダー向けの研修については、事務局いかがでしょうか。

(地域福祉課 吉川)

キックオフミーティングの際にも、初任者の時期に身につけてほしいもの、それから管理的立場になったときに身につけてほしいものというのは違うという話がありました。行政職員であれば、これまで事務職をしていた職員が管理的な立場になったときに、権限行使を求められることもありますので、そういった際に、「今まで経験してなかったから分かりません」というわけにはいきませんので、その立場で必要となる知識や考え方を身につけていく必要があるという意見もありました。どこまで手を広げるかは、プロジェクトチームでの意見も聞きながら、段階に応じて身につけてほしいものを提示しながら、「この時期にはこれくらいの能力は持っていてほしい」というところは、プロジェクトチームの中でまとめることができばと思っています。

(竹端委員長)

ありがとうございます。他に御質問や御意見いかがでしょうか。

山川委員にお伺いしますが、こういうことがあると、社会福祉協議会の職員のレベルアップの研修にも役に立つものでしょうか。

(山川委員)

そうですね。会社単体でいろいろな部署の職員がいるので、いわゆる「社会福祉協議会とは」のような概念的な研修も新任で入ったときに実施しますが、各業務をやり出すと、それぞれに応じた研修まで、会社としてケアすることは難しいです。

例えば兵庫県社会福祉協議会が実施する研修への参加で、専門的知識を深めることはありますが、この資料を読ませていただいて、どこの機関も同じ悩みがあって、市が旗を振っていただいて取り組んでいくということは、意義深いものだと思いますし、とても助かる部分だと感じています。

この資料に書かれているように、実務的なことを学びたいという人もいれば、会社としては、概念的なものをつかんでほしいなど、立場によって感じていることがあると思うので、こういうプログラムを組んでいくかは、これから引き続き見ていきたいと思っています。私の立場としては、長く将来にわたっての礎となるような基本的な物の考え方を学んでいただけるような場になればいいなと思っています。

(竹端委員長)

ありがとうございます。今日は、医師会から池本委員が来てくださっています。例えば、医療福祉の連携というのは永遠の課題ですが、このように福祉側が基盤として、芦屋市で研修し

ていくに当たって、医師会として、こんなことは知っておいてほしいとか、こういうのは研修に入れてほしいとか、いかがでしょうか。

(池本委員)

特に思いつかないですが、講演など要請があれば積極的に関わっていきたいと思います。全く場違いな意見かもしれませんが、いろいろな分野があって、複雑に絡み合っているので、色別してもらえたら分かりやすいと思います。例えば虐待であれば赤色とか、何か印をつけていただくと、我々にも分かりやすいと思いますので、可能でしたらよろしくお願いします。

(竹端委員長)

ありがとうございます。難しいものをいかに分かりやすく整理するかというのは、大事な課題だと思います。他にいかがでしょうか。小野委員いかがでしょうか。

(小野委員)

確かに一般市民から参加させていただくと難しい説明が多いと感じています。今日、重層的支援体制整備事業を伺いましたが、これが整ったら複合的な問題も解決につながるができるでしょうし、いい仕組みだなと思って聞いておりました。

私は民生委員もしており、若い方のひきこもりというか、社会に出られないようなお悩みとか、児童が学校でうまくなじめないとか、そういうお話を聞くことがあります。往々にして家庭の中で何とか親子の力で乗り切ろう、乗り越えようと懸命になさっているのをお話から感じて、個人的には危険だと思いますが、まだ「危険だよ」というレベルではないからお話を聞いています。私でもそう感じるので、実は、たくさんそういう小さな芽があって、制度の隙間でこぼれ落ちてしまっているようなものを何とか支えたいというのが社会福祉協議会の思いであるというのを今日感じました。

今年度、民生委員の研修で、ひきこもりの方のDVDを見させていただくことがありましたが、委員の中でも、動画を見て「こういうことなのね」と改めて意識を持たれたような話が出ていました。百聞は一見にしかずで、ひきこもりという一つの枠にはめるのではなく、普通の人たちがたくさんいる中で、些細なことで掛け違ってしまうと人間不信が始まるというようなことは私自身にもあることだと思っているので、そういう意識を忘れず、より一層取り組んでいただけたらありがたいなと思いました。

(竹端委員長)

ありがとうございます。結構大事なポイントを出されていました。ひきこもりや不登校という課題は、権利擁護課題を抱えており、「障がい」ではないけれど、一定程度の支援が必要なニーズを抱えておられる方の課題について、芦屋市では担当する部局や議論している場所はあるのでしょうか。

(地域福祉課 吉川)

ひきこもりや不登校については、概ね39歳までの方になりますが、教育分野の若者相談センターアサガオに委託し、そこが相談窓口になっています。

ただ、若者相談センターアサガオでは、いろいろな体験の場が提供できないので、重層でやっている社会参加推進事業と連携し、若者相談センターアサガオに来られていて、社会とつながりを持ちたい方は社会参加推進事業につながり、そこから様々な事業を活用していただいているという関係性でございます。

（竹端委員長）

ありがとうございます。もう少し伺いたいのは、今回は権利擁護支援システム推進委員会が議論していて、多機関協働推進委員会や福祉のまちづくり委員会という、いろんな委員会があるということですが、不登校やひきこもりについて議論している行政の委員会のようなものはあるのでしょうか。

（地域福祉課 吉川）

議論をしているかどうかは、こちらでは把握しておりませんが、多機関協働推進委員会には教育委員会の方も入っていただいていますので、そういう議論が出れば、必要に応じて議論する機会はあるのではないかと考えています。

（竹端委員長）

ありがとうございます。他の自治体で議論していましたが、ひきこもり、不登校の方はイコール障がいとは言えないけれど、不登校やひきこもりが重なる中で、発達障がいや精神疾患に罹患する可能性がある予備軍の層も一定数おられると考えたときに、事後救済的な関わりだけでなく、不登校、ひきこもりの状態から、どう支援していくのかというのが、予防的関わりとして大事な気がして、そういうことについて、芦屋市で議論できている場はあるという理解でよろしいでしょうか。

（地域福祉課 吉川）

明らかに、そのことを議題としている場があるとは言えないと思います。他部門のことになりますので、私が十分に把握できているわけではありませんが、明確に、そのことをいつも話し合っていますという場はないかと考えています。

（竹端委員長）

なるほど。もしかしたら、教育委員会などでも、「学校に来ない子については対応できません」のようになって、いわゆる教育と福祉の制度の漏れになっている可能性がないのか気になったので、指摘させていただきました。よろしければ、後で事務局からご確認いただければと思います。

（山川委員）

私は、芦屋市の「子ども・子育て会議」という附属機関にも参加させていただいており、そこはもともと、こどもをターゲットにした附属機関でした。一方、若者については教育委員会マターの部分があり、「子ども・若者計画」という計画の中で、重たい課題として、ひきこもり等の課題について、方針的な取扱いをしているところになりますので、所掌する部署としては、教育委員会の青少年育成部門というところがあります。そこだけで考えるのではなく、子

育て部門と一緒に進めていくため、今回、計画が1本になり、幼児期から39歳まで幅広く、そのような会議体で市は見ていっていると考えています。

(押場委員)

私は保健所の保健部門になるので、福祉の全体像が難しい部分があって、ヒアリングでとてもきれいにまとめておられ、市教育委員会がここに入っていないというところもあるかなとは思いますが。

障がいの部分を、「一般」とまとめてありますが、高齢や障がい福祉、生活援護課など、それぞれで基礎的な部分は重なるけれど、分野ごとに特化しないと、直接の業務ではないというところがあると思いますが、その辺の研修体系がどういうものなのか、細かい各分野の話になると違ってくるので、ここで体系化されるものではないのか、ヒアリングのまとめに、障がい各課の取組がない意図はどういうことなのかお聞きできればと思います。

(地域福祉課 吉川)

このヒアリングは、プロジェクトチームを実施する下準備として、ニーズを把握するために、主に関係機関に対して行ったもののご理解いただければと思います。行政部門に対しては行っていませんので、ここには載っていませんし、それぞれの団体や機関にお伺いしましたが、お話を聞いた方が管理的な立場の方なのか、現場の方なのかによっても出てくるものも違いますので、これは一つの材料ということでご認識いただけたらと思います。

(竹端委員長)

ありがとうございます。

では、(3)のその他、何か共有しておきたいことはありますか。

では、少し早いですが、閉会したいと思います。事務局にお返しします。

(地域福祉課 吉川)

本日はお忙しい中、ご参加いただきまして、ありがとうございます。

本日の議事録は委員長に確認の上、作成させていただき、ホームページ等に掲載させていただきます。掲載しましたら、その旨お知らせいたしますので、ご確認のほどよろしくお願いいたします。

次回、令和7年度1回目の委員会につきましては、6月、7月頃に実施できればと考えていますので、よろしくお願いいたします。事務局からは以上です。

(竹端委員長)

皆さん、お疲れさまでした。

閉会